

しっかりと納めて、暮らしに安心

国民年金制度の概要

国民年金には、お得に保険料を納めることができるさまざまな制度があります。今回は、早割や前納割引といったお得な割引制度などを中心に、国民年金制度について紹介します。

20歳以上60歳未満の人は必ず加入
 平成25年度保険料
 月額1万5040円

割引制度の利用を

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人に加入が義務付けられている制度です。加入者は第1号・第2号・第3号被保険者に分かれています(左表1のとおり)。第1号被保険者として国民年金に加入するとき(20歳になったときや退職したときなど)は、国民年金室か支所で届け出をしてください。

表1 加入者の種別による保険料の納付方法

種別	対象者	納付方法
第1号被保険者	自営業者 農林漁業者 学生 アルバイト 無職など	加入者自身が納める ※日本年金機構から送られた納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納付します。また口座振替でも納付できます。
第2号被保険者	会社員 公務員など	勤務先が納める ※保険料は給与から天引きされます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者 ※扶養者の勤務先に届け出が必要です。	保険料の納付は不要

表2 前納による割引額

納付方法		前納額	割引額
1年分前納	口座振替	176,700円	3,780円
	現金納付	177,280円	3,200円
6カ月分前納	口座振替	89,210円	1,030円
	現金納付	89,510円	730円



2のとおり)。口座振替での前納は2月末までに申し込みが必要で(口座振替日は4月末)。現金での前納は4月に送られる前納の納付書を使ってください。

(1) 早割制度 口座振替日(通常は翌月末)を当月末にする、保険料が1カ月当たり50円割引されます。
(2) 前納割引制度 4月から1年分6カ月分を前納すると割引になります。さらに口座振替で前納すると現金(納付書)で納めるよりも割引になります(左表

保険料の後納制度

平成27年9月30日までに限り、過去10年以内に納め

年金を受け取るには請求が必要です。忘れずに手続きを

年金の種類と受給資格

種類	内容
老齢基礎年金	原則として、年金保険料を納めた期間(免除期間などを含む)が合計して25年以上ある人が、65歳になったときから受け取れます。
障害基礎年金	国民年金加入中に病気やけがで障がいがある状態になった人で、一定期間以上保険料を納めている人が受け取れます。また20歳未満のときに医師の診療を受け、20歳に達したときに障がいがある状態であった人などが受け取れます。
遺族基礎年金	一定期間以上保険料を納めている人が亡くなったときに、その亡くなった人によって生計を維持されていた18歳未満(1・2級の障がいがあるときは20歳未満)の子がいる妻または18歳未満の子が受け取れます。
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間含む)が25年以上ある夫が、年金を受給する前に亡くなったときに、その夫に生計を維持されていて、かつ婚姻期間が10年以上ある妻が60歳から65歳までの間受け取れます。
死亡一時金	第1号被保険者として3年以上保険料を納めた人が、年金を受ける前に亡くなったとき、その亡くなった人と生計を同じくしていた一定の遺族が受け取れます。

※遺族基礎年金が受け取れる場合は、寡婦年金と死亡一時金は受け取れません。また寡婦年金と死亡一時金はどちらか一方だけ受け取れます。

60歳以後も加入可能

20歳から60歳までの間に保険料を納めていない期間がある人は、65歳になるまで任意加入できます。また昭和40年4月1日以前に生まれ、65歳になるまで加入しても年金を受け取れない人は、受給資格を得られる

付加年金の上乗せ支給

第1号被保険者や任意加入被保険者が保険料に付加保険料(月額400円)を加えて納めると、老齢基礎年金に付加年金(200円×付加保険料納付月数)が上乗せ支給されます。

申込先 国民年金室か支所
持ち物 年金手帳、認め印

経済的な理由で保険料の納付が困難なときは保険料の免除・猶予制度があります。

免除・猶予制度一覧表

制度	対象者	所得審査の対象	平成25年度受付開始月
1 全額免除 一部納付(免除)(※1)	20歳以上60歳未満の人	本人と配偶者、世帯主	7月
	20歳以上30歳未満の人	本人と配偶者	7月
2 若年者納付猶予	20歳以上30歳未満の人	本人と配偶者	7月
3 学生納付特例	学生(※2)	本人	4月

※1 4分の1納付、半額納付、4分の3納付の3種類
 ※2 大学(院)や短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、一部の海外大学の日本分校などに在学する人

国民年金室
 ☎ 23-9805
木更津年金事務所
 (木更津市新田3-4-31)
 ☎ 0438-7616



免除・猶予制度 右表のとおり。いずれも前年の所得で審査します。申請する人は市・県民税や所得税の申告が必要です。

申込先 国民年金室か支所

持ち物 年金手帳、認め印、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証(退職を理由に申請するとき)、学生証(学生納付特例のとき)

保険料の追納 免除・猶予が承認された期間については、10年以内であれば追納(さかのぼって納めること)ができます(3年度目以降に追納するときは加算金がつきます)。追納するときは木更津年金事務所に追納の申し込みをしてください。